

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 19 日 (火) 第3230号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制) (生活衛生課取扱い) 3
- 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 5
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ユニット型老健 グランアージュ	出水市平和町 236番地	医療法人吉祥会	出水市平和町 336番地	吉井 八郎	平成28年 7月1日	訪問リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第705号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事 業所夢プランつ	日置市伊集院町 郡1600-1ピー	特定非営利活動 法人長寿ささえ	日置市伊集院町 郡1565番地	久保 智子	平成28年 6月1日	居宅介護 支援

るかめ	スフル海101号	愛の会				
居宅介護支援事業所ころ	南九州市穎娃町上別府2209番地	株式会社ころ	南九州市穎娃町上別府2193番地1	飯山 昭江	平成28年6月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所さくらの里	曾於市末吉町二之方3085番地2	社会福祉法人博風会	曾於市末吉町二之方3070番地2	濱田 恭亮	平成28年7月1日	居宅介護支援
居宅介護支援グリーンライフ	南九州市穎娃町上別府4712番2	特定非営利活動法人GreenLife	南九州市穎娃町上別府4712番2	橋元 京子	平成28年7月1日	居宅介護支援
明光園居宅介護支援事業所	肝属郡東串良町川東3800番地	社会福祉法人有明会	肝属郡東串良町川東3800番地	北園 洋一	平成28年7月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ユニット型老健 グランアージュ	出水市平和町236番地	医療法人吉祥会	出水市平和町336番地	吉井 八郎	平成28年7月1日	介護予防訪問リハビリテーション
エスプリ鹿児島 デイサービスセンター	霧島市隼人町真孝2720	株式会社エスプリ	宮崎県北諸県郡三股町花見原3番地9	市来 貞利	平成28年7月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第707号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第1型）
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成28年11月27日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号
平成28年12月11日	霧島市国分公民館	霧島市国分中央三丁目45番1号

- 4 受講料
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては8,000円）
(2) 特管物研修 3,000円
(3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第708号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第2型）
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間及びレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成28年 8 月 22 日	平成28年 10 月 3 日	平成28年 11 月 7 日
平成28年 11 月 28 日	平成29年 1 月 10 日	平成29年 2 月 14 日

- 4 受講料
(1) クリーニング師研修 5,000円
(2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第709号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成28年 8 月 31 日	13 : 00 ~ 16 : 00	曾於市	岩川地区農業構造改善センター
平成28年 9 月 1 日	9 : 30 ~ 11 : 30	曾於市	財部北地区生活改善センター
平成28年 9 月 1 日	13 : 00 ~ 16 : 30	曾於市	財部中央公民館
平成28年 9 月 2 日	9 : 00 ~ 14 : 30	曾於市	曾於市役所未吉支所
平成28年 9 月 7 日	11 : 00 ~ 12 : 00	鹿屋市	串良公民館細山田分館
平成28年 9 月 7 日	13 : 30 ~ 16 : 30	鹿屋市	串良公民館別館大ホール
平成28年 9 月 8 日	9 : 30 ~ 16 : 00	鹿屋市	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館
平成28年 9 月 9 日	9 : 30 ~ 11 : 00	鹿屋市	百引校区公民館
平成28年 9 月 9 日	13 : 00 ~ 14 : 00	鹿屋市	市成校区公民館
平成28年 9 月 12 日	11 : 00 ~ 14 : 00	鹿屋市	古江コミュニティ消防センター
平成28年 9 月 12 日	15 : 00 ~ 16 : 00	鹿屋市	高須地区学習センター
平成28年 9 月 13 日	9 : 00 ~ 11 : 30	鹿屋市	大始良地区学習センター
平成28年 9 月 13 日	13 : 00 ~ 14 : 30	鹿屋市	高隈地区交流促進センター 一屋内運動場
平成28年 9 月 14 日	10 : 30 ~ 16 : 30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成28年 9 月 15 日	9 : 00 ~ 16 : 30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成28年 9 月 16 日	9 : 00 ~ 14 : 00	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成28年 9 月 26 日	13 : 00 ~ 16 : 00	志布志市	泰野地区公民館
平成28年 9 月 27 日	9 : 30 ~ 16 : 00	志布志市	志布志市文化会館

平成28年9月28日	9：30～16：30	志布志市	有明農村環境改善センター
平成28年9月29日	9：30～12：00	志布志市	有明農村環境改善センター
平成28年10月3日	10：00～15：00	始良市	始良公民館
平成28年10月4日	10：00～15：00	始良市	重富地区公民館
平成28年10月5日	10：30～11：30	始良市	帖佐地区公民館
平成28年10月5日	13：00～14：30	始良市	山田地区公民館
平成28年10月6日	10：00～15：00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成28年10月7日	10：00～14：00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成28年10月11日	10：00～10：30	始良市	永原小校区公民館
平成28年10月11日	11：00～12：00	始良市	陶夢ランド
平成28年10月11日	13：00～15：00	始良市	加治木体育館
平成28年10月12日	10：00～14：00	始良市	加治木体育館
平成28年10月13日	10：00～14：00	始良市	加治木体育館
平成28年10月18日	14：30～15：00	中種子町	町浜津脇漁民研修センター
平成28年10月18日	16：00～17：00	中種子町	中種子町本村児童館
平成28年10月19日	9：30～16：30	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成28年10月20日	9：30～12：00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成28年10月20日	14：30～17：00	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成28年10月21日	9：00～12：00	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成28年10月24日	16：00～16：30	西之表市	国上中央公民館
平成28年10月25日	9：30～10：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部現和支所
平成28年10月25日	11：30～13：30	西之表市	農業構造改善センター
平成28年10月25日	14：30～16：00	西之表市	安城区長事務所
平成28年10月26日	9：30～10：30	西之表市	古田公民館
平成28年10月26日	11：20～12：00	西之表市	住吉中央公民館
平成28年10月26日	13：30～16：30	西之表市	西之表市民体育館
平成28年10月27日	9：00～16：30	西之表市	西之表市民会館
平成28年10月28日	9：00～11：30	西之表市	西之表市民会館
平成28年11月7日	10：00～14：00	十島村	十島村乗船待合所
平成28年11月8日	10：00～14：00	三島村	三島村乗船待合所
平成28年11月10日	10：30～16：00	湧水町	栗野中央公民館
平成28年11月11日	9：30～14：00	湧水町	湧水町役場吉松庁舎
平成28年11月14日	10：00～15：00	霧島市	霧島市溝辺総合支所
平成28年11月15日	10：30～15：00	霧島市	霧島市横川総合支所
平成28年11月16日	10：30～16：30	霧島市	霧島市牧園アリーナ
平成28年11月17日	9：30～14：30	霧島市	霧島市霧島公民館
平成28年11月18日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成28年11月21日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成28年11月22日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成28年11月24日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成28年11月25日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成28年11月28日	11：00～14：30	霧島市	霧島市福山総合支所

平成28年12月 1 日	10：30～11：30	垂水市	新城地区公民館
平成28年12月 1 日	13：00～14：00	垂水市	柊原地区公民館
平成28年12月 2 日	10：30～11：30	垂水市	松ヶ崎地区公民館
平成28年12月 2 日	13：00～14：30	垂水市	協和地区公民館
平成28年12月 5 日	10：30～14：30	垂水市	垂水地区公民館
平成28年12月 6 日	10：30～14：30	垂水市	垂水地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成28年8月31日から平成29年2月28日までとする。

鹿児島県告示第710号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成28年7月19日から同月26日まで甬島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

薩摩川内市下甬町手打1642番地1 大重玄正

薩摩川内市下甬町長浜968番地18 山下哲郎

薩摩川内市下甬町瀬々野浦1178番地 中村睦男

2 加入区

下甬加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

甬島漁業協同組合

鹿児島県告示第711号

肝属郡肝付町南方23番地7 津代正秋及び肝属郡肝付町南方515番地1 柳川良則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）

2 区分 小型定置漁業

鹿児島県告示第712号

肝属郡肝付町南方1391番地1 飯山朋弘及び肝属郡肝付町南方2667番地5 山之口勇光からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 ます網漁業

鹿児島県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	垂水市新御堂字新御堂原 374番1地先から同市新御 堂字池ノ比良509番2地先 まで	前	8.7～32.0	403.6
			前	10.0～54.6	306.0
			後	10.0～54.6	306.0

鹿児島県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字上嘉鉄字 長石499番7地先から同町 大字浦原字大田畑257番1 地先まで	前	6.7～11.5	620.8
			後	9.0～18.7	620.8

鹿児島県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	肝属郡錦江町田代川原字早 瀬1028番地先から同町田代 川原字釜牟田3513番地先ま で	前	8.6～25.4	105.6
			後	9.0～25.0	105.6

鹿児島県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋吾平佐多線	肝属郡錦江町田代川原字早瀬1028番地先から同町田代川原字釜牟田3513番地先まで	平成28年 7月19日

鹿児島県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町志戸子字川 向下1270番33地先から1270 番36地先まで	前	13.6～16.0	28.5
			後	14.6～26.8	28.5

鹿児島県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年7月19日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町志戸子字川 向下1270番33地先から 1270番36地先まで	平成28年 7月19日

始良・伊佐地域振興局告示第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 7 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 7月6日	宮崎県都城市中原町39街区8号 万代ホーム株式会	始良市西餅田字百田219番9及び219番9地先水路の一部	59.64	6.02～7.56

社			
代表取締役			
濱田龍彦			

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第77号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年7月19日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRスーパーわんわんパラダイス STB	株式会社三洋物産	6P0672
ぱちんこ遊技機	CRAソルジャーST	マルホン工業株式会社	6P0678
回胴式遊技機	パチスロ貞子3D-Z	株式会社ニューギン	6S0647
回胴式遊技機	パチスロロードオブヴァーミリ オンY	株式会社七匠	6S0671